

「群馬県障害を理由とする差別解消条例（仮称）」素案に対する  
群馬県の考えと第 1 回検討会における意見

## 第1 目的

この条例は、障害及び障害者に対する県民の理解を深め、障害を理由とする差別の解消を推進するための取組について、基本理念を定めるとともに、県の責務、市町村、県民及び事業者の役割を明らかにすることにより、全ての県民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資することを目的とする。

### ✓ たたき台からの変更点

- 施策の基本となる事項は、基本理念と各主体の役割に含まれるので、「障害を理由とする差別を解消するための施策の基本となる事項を定める」の文言を削除。
- その他文言整理。

### たたき台

- ア 障害者に対する理解を広げ、障害を理由とする差別をなくすための取組について、基本理念を定める
- イ 県の責務、市町村・県民・事業者の役割を明らかにする
- ウ 障害を理由とする差別を解消するための施策の基本となる事項を定める
- エ 障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資する

### ◎群馬県の考え

- 条例に定める内容の概観を示し、その目的を明らかにする。

## 第2 定義

この条例で用いる用語について、次のとおり定義する。

- (1) 「障害者」 身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）、難病に起因する障害その他の心身の機能の障害（以下「障害」と総称する。）がある者であつて、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。
- (2) 「社会的障壁」 障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。

### ✓ たたき台からの変更点

- 「障害を理由とする差別」「不当な差別的取扱い」「合理的配慮」の定義を削除。
- 障害を理由とする差別の解消の推進に当たっては、不当な差別的取扱いの禁止だけではなく、合理的配慮の提供が重要であると考え。定義において「障害を理由とする差別」に「不当な差別的取扱い」だけではなく「合理的配慮の提供をしないこと」も含まれると規定することで県の姿勢を示したいと考えていたが、単に用語の定義として示すのではなく、障害を理由とする差別の解消を推進するための取組についての「基本理念」において「障害を理由とする差別の解消の推進に当たっては、不当な差別的取扱いの解消にとどまらず、合理的配慮をする必要があること」を示す方が、県の取り組み姿勢をより明確に示すことができることから、定義の規定ではなく、基本理念の中で、県の考えを示すこととする。
- 「不当な差別的取扱い」と「合理的配慮」の単語については、当県条例の中では「第4 不当な差別的取扱いの禁止及び合理的配慮の提供」の中でしか使用していないことから、定義で規定するのではなく、第4の規定の中にその内容を書き込むこととする。

### たたき台

- ア 「障害を理由とする差別」 障害者に対して、障害を理由として障害者でない者と不当な差別的取扱いをすること又は合理的配慮をしないことにより、障害者の権利利益を侵害すること
- イ 「不当な差別的取扱い」 障害者に対して、正当な理由なく、障害を理由として、財・サービスや各種機会の提供等を拒否する又は提供等に当たって場所・時間等を制限する、障害者でない者に対しては付さない条件を付ける等により、障害者の権利利益を侵害すること
- ウ 「合理的配慮」 個々の場面において、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者が障害者でない者と同等の権利を行使するために、又は障害者でない者と同等の機会の提供を受けるために、社会的障壁の除去の実施について、必要かつ合理的な配慮を行うこと

## ◎群馬県の考え

- 障害者基本法、障害者差別解消法に準拠して規定する。
- 「障害」には、難病に起因する障害も含まれることを明記する。

※ ①「障害者」の定義は「社会モデル」の考え方を踏まえており、いわゆる障害者手帳の所持者に限られない。

※ ②「社会モデル」とは、障害者が日常生活又は社会生活において受ける制限は、心身の機能の障害のみに起因するものではなく、社会における様々な障壁（事物、制度、慣行、観念その他一切のもの）と相対することによって生ずるものとする考え方である。

## ◆第1回検討会における意見

- 「障害者」の定義に、いわゆる障害者手帳を持っている人だけに当てはまるのか、手帳の所持者に限られないのか、どこまで該当するのかが心配である（高森委員 群馬県自閉症協会）。

### 第3 基本理念

「第1 目的」で規定する社会の実現は、次に掲げる事項を旨として図られなければならない。

- (1) 全ての障害者は、障害のない者と等しく、障害を理由とする差別を受けず、基本的人権を享有する個人としてその尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい生活を保障される権利を有すること。
- (2) 障害を理由とする差別の解消の推進に当たっては、不当な差別的取扱いの解消にとどまらず、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をする必要があること。
- (3) 障害を理由とする差別を解消する取組は、差別の多くが障害及び障害者に対する誤解、偏見、理解の不足等から生じていることを踏まえ、障害及び障害者に対する県民の理解を深める取組と一体のものとして行われなければならないこと。
- (4) 全ての県民は、障害及び社会的障壁に係る問題が、障害のない者も含めた全ての人に関係する問題であることを認識し、その理解を深める必要があること。
- (5) 共生社会を実現するための取組は、県、市町村、県民、事業者及び国その他関係機関の、適切な役割分担と相互の連携及び協働の下に行われること。

#### ✓ たたき台からの変更点

- 障害を理由とする差別の解消の推進に当たっては、不当な差別的取り扱いの禁止だけではなく、合理的配慮の提供が重要であることから、「障害を理由とする差別の解消の推進に当たっては、不当な差別的取扱いの解消にとどまらず、合理的配慮をする必要があること」を、障害を理由とする差別の解消を推進するための取組についての群馬県の考えとして、「基本理念」において示すこととする。
- その他、文言整理。

#### たたき台

- ア 全ての障害者は、障害者でない者と等しく、障害を理由として差別を受けず、基本的人権を享有する個人としてその尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい生活を保障される権利を有する
- イ 障害を理由とする差別をなくす取組は、差別の多くが障害及び障害者に対する誤解、偏見その他の理解の不足から生じていることを踏まえ、障害及び障害者に対する理解を広げる取組と一体のものとして行われなければならないこと

- ウ 誰もが障害を有することとなる可能性があること、障害及び社会的障壁に係る問題は、障害のない人も含めた全ての人に関する問題であることが認識され、その理解が深められること
- エ 共生社会を推進するための取組は、県、県民、事業者、市町村、国その他関係機関の、適切な役割分担と相互の連携、協働の下に行われること

### ◎群馬県の考え

- 本条例の目的である共生社会の実現を図る際の基本となる事項を規定する。
- 障害を理由とする差別の解消の推進には、合理的配慮の提供が重要であることから、障害を理由とする差別の解消の推進に当たっては、不当な差別的取扱いの解消にとどまらず、合理的な配慮をする必要があることを、基本理念で明示する。

### ◆1回検討会における意見

- 障害を理解してもらうこと、お互いに理解を進めることが必要だ（多数）

#### 第4 不当な差別的取扱いの禁止及び合理的配慮の提供

- 1 何人も、障害者に対して、正当な理由なく、障害を理由として、財・サービスや各種機会の提供等を拒否する又は提供等に当たって場所・時間等を制限する、障害者でない者に対しては付さない条件を付ける等、障害者でない者と不当な差別的取扱いをすることにより、障害者の権利利益を侵害してはならない。
- 2 県及び市町村は、その事務又は事業を行うに当たり、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をしなければならない。
- 3 事業者は、その事業を行うに当たり、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をするよう努めるものとする。

#### ✓ たたき台からの変更点

- 「障害を理由とする差別」を一括して禁止するのではなく、「不当な差別的取扱いの禁止」と「合理的配慮の提供」に分けて規定する。
- 「合理的配慮の提供」については、県と市町村は法的義務、事業者は努力義務とし、県民についてはここでは規定しない。
- 「不当な差別的取扱い」「合理的配慮」については、定義で規定するのではなく、第4の規定の中にその内容を書き込むこととする。

#### たたき台

##### (差別の禁止)

何人も、障害者に対して、障害を理由とする差別をしてはならない。

#### ◎群馬県の考え

- 「不当な差別的取扱い」をすることは、何人も禁止する。
- 「合理的配慮の提供」については、県と市町村、事業者で障害者との関係や求められる配慮の内容に違いがあることから、各々分けて規定することとする。障害者差別解消法の規定に基づき、県と市町村は法的義務とし、事業者は努力義務とする。
- 合理的配慮の考えは、障害者に対して事務や事業を行う場合のものであり、県民が、個人の立場で障害者に対する場合の合理的配慮の内容が想定できないこと、過重な負担の判断が難しいことから、県民の合理的配慮については当規定ではなく、基本理念で「障害を理由とする差別の解消の推進に当たっては、(中略)合理的な配慮をする必要がある」と規定した上で、「第7 県民の役割」

において「県民は、基本理念にのっとり（中略）障害を理由とする差別の解消の推進に寄与するよう努めるものとする」と規定することで対応する。

- ※ ①事業者においては、障害者との関係は様々であり、求められる配慮も多種多様であることから、事業を行うに当たっての合理的配慮の提供については、法的義務とするのではなく、努力義務を課した上で、国が作成した対応指針などで自発的な取組を促すこととしたい。
- ※ ②事業者に対する合理的配慮の具体的な方法を示すマニュアルの作成などの支援については、基本的には差別解消法に基づき関係省庁が作成している対応指針や、内閣府が作成している事例集など、国が対応すべき課題であると考えますが、県においても、県民向けの合理的配慮の提供に関するハンドブックを作成するなど取組を進めているところである。条例施行後はさらなる取組を考えていきたい。
- ※ ③積極的行為を促すための助成などの実効的・積極的な財政支出等の支援については、関係部署とも協議をしながら、検討していきたい。
- ※ ④個別の事案において特定の行為が差別に該当するか否かは、それぞれの事案に応じて個別具体的に判断されるものであるため、本条例では具体的にどのような行為が「障害を理由とする差別」に該当するかについて、あらかじめ一律に定めることはしないこととする。条例の施行後、具体的相談事例などを積み上げていく中で、具体的にどのような行為が差別に当たりうるのかについて、県民の間で認識の共有が図られるよう、示していく必要があると考えている。
- ※ ⑤「過重な負担」を理由として配慮を断る場合は配慮を求めた本人にその理由を説明することなどについては、条例を運用していく中で、示していく必要がある事項であると認識している。

#### ◆第1回検討会における意見

- 定義規定を前提として「障害を理由とする差別をしてはならない」という禁止規定とし、「不当な差別的取扱い」と「合理的配慮をしないこと」を一括して禁止するという積極的な規定を設ける場合、名宛人は、解消法が規定している努力義務を越えた義務を負うことになる。合理的配慮をしないことの免責事由である「実施に伴う負担が過重である」ことの立証責任は名宛人が負うことと併せ考えれば、合理的配慮の努力義務に留まるのか、法的義務を負うのかは、名宛人としては重大な関心事となるはずだ。合理的配慮をとるには相応の積極的行為を伴うものであり、名宛人（例えば事業者）には負担を生ぜしめるものだ。仮に、努力義務に留めず法的義務とする場合、名宛人に対し、単に技術的助言、周知・広報にとどまらず、さらに、例えば、積極的行為を促すための助



成などの積極的な財政支出等の支援、具体的な方法を示すマニュアルの作成等の支援などがなければ、名宛人（例えば事業者）の理解を得ることは難しいと思われる。合理的な配慮を進めるにあたり、合理的配慮をしないこと自体が法的義務に直ちに反するとなると、その条例は、みんなが逃げて回るだけの条例になってしまうのではないか。何かをやってください、これが役割ですよと言う場合には、それができるような財政的な、あるいは技術的な、支援策というのがセットで考えられなければ意味がない。皆が協力できるような体制を作るのが、行政の役割なのではないか。（山本委員 群馬弁護士会）

- 具体例があった方がよい（樺澤委員 群馬県視覚障害者福祉協会）。
- 「過重な負担」を理由として配慮を断る場合は、配慮を求めた本人にその理由を説明する義務があると学んだ。どこの部分で触れているか（江村委員 群馬県手をつなぐ育成会）。

## 第5 県の責務

- 1 県は、市町村と連携及び協力し、基本理念にのっとり、障害及び障害者に対する県民及び事業者の理解を深め、障害を理由とする差別の解消の推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施するものとする。
- 2 県は、市町村が実施する障害を理由とする差別の解消の推進に関する施策に協力するものとする。
- 3 県は、市町村、県民及び事業者に対し、障害を理由とする差別を解消するための情報の提供、技術的な支援に努めるものとする。

### ✓ たたき台からの変更点

- 情報提供等の対象に、県民と事業者も加える（「12 啓発」から移動）
- その他文言整理

#### たたき台

- ア 基本理念にのっとり、障害及び障害者に対する理解を広げ、障害を理由とする差別の解消に関する施策を総合的かつ計画的に策定し、実施する
- イ 県は、市町村が障害を理由とする差別の解消のための施策を実施する場合に協力する
- ウ 県は、市町村に対し、情報の提供、技術的な支援に努める
- エ 県は、市町村と連携・協力して施策を策定し、実施するよう努める

### ◎群馬県の考え

- 基本的な県の責務、県と市町村の連携・協力、市町村・県民・事業者に対する情報提供等について規定する。

※ 群馬県では、障害者施策の基本方針を総合的・分野横断的に示すものとして、「障害者プラン」を策定している。この「障害者プラン」において、障害を理由とする差別の解消の推進に関する施策について定め、総合的かつ計画的に実施していくことで、県民の障害及び障害者に対する理解を深め、障害を理由とする差別の解消を推進していく。

### ■第1回検討会における意見

- 市町村事業は市町村によって扱いが異なるサービスがある。市町村判断で利用できる人とできない人がいるのは差別ではないのか。群馬県が考えていかなければならない（真下委員 群馬県身体障害者施設協議会）
- 検討会で出された具体的な要望事項や施策の提案は整理をし、行政から何か示してはどうか（山本委員 群馬弁護士会）

## 第6 市町村の役割

市町村は、地域の特性に応じて障害及び障害者に対する住民の理解を深めるとともに、障害を理由とする差別の解消の推進に関する施策を実施するときには、県と連携するよう努めるものとする。

### ✓ たたき台からの変更点

- 文言整理

#### たたき台

市町村は、県と連携して、地域の特性に応じて障害及び障害者に対する住民の理解を深めるとともに、障害を理由とする差別を解消するための施策を推進するよう努めるものとする

### ◎群馬県の考え

- 市町村の役割について規定する。
- 障害及び障害者に対する県民の理解を深め、障害を理由とする差別を解消するための取組を進める際、住民に最も身近な自治体である市町村の役割は、きわめて重要であり、それぞれの市町村において、地域特性に応じた施策が展開されることが期待される。

※ 市町村は、県と対等・協力関係にある自治体であり、平成12年4月の地方分権一括法施行以後においては、県条例では「市町村の役割」を直接規定しない取扱いとなっているが、障害を理由とする差別の解消における市町村の役割の重要性にかんがみ、本条例では、敢えて「市町村の役割」を規定することとしたい。

### ◆第1回検討会における意見

- 福祉サービスに地域差がある。この条例を制定するに当たってはとても重要になってくるという気はする。(高森委員 群馬県自閉症協会)

## 第7 県民の役割

- 1 県民は、基本理念にのっとり、障害及び障害者に対する理解を深め、県及び市町村が実施する障害を理由とする差別の解消の推進に関する施策に協力するとともに、障害者が社会的障壁の除去に必要な支援を求めやすい社会を実現する等、障害を理由とする差別の解消の推進に寄与するよう努めるものとする。
- 2 障害者は、自らの障害の特性や社会的障壁の除去に必要な支援について、可能な範囲で周囲に伝えることにより、障害及び障害者に対する理解の促進が図られるよう努めるものとする。

### ✓ たたき台からの変更点

- 内容が重複している部分を1つの条文に整理。「障害者が社会的障壁の除去に必要な支援を求めやすい社会の実現」は、「障害を理由とする差別の解消の推進」の一例として記載することとする。
- 合理的配慮の提供は障害者本人の意思の表明を要件としていること、どのような支援を必要とするかは障害者本人の意思が尊重されるべきであることから、(2)「その障害や社会的障壁を取り除くための方法を伝え、理解を得るよう努める」の主体から「その家族」を削除。なお、「意思の表明」には、障害者の家族、介助者等、コミュニケーションを支援する者が本人を補佐して行う意思の表明も含まれることに留意。
- その他文言整理

### たたき台

- ア 基本理念にのっとり、障害を理由とする差別の解消の推進に寄与するよう努める
- イ 基本理念にのっとり、障害及び障害者に対する理解を深めるよう努める
- ウ 県民の理解を促進するために、障害者自身やその家族が、自らの障害や、社会的障壁を取り除くための方法を伝え、理解を得るよう努める
- エ 障害者が社会的障壁の除去に必要な支援を周囲に気兼ねなく求めることができる社会環境の実現に寄与するよう努める
- オ 県や市町村が実施する施策に協力するよう努める

### ◎群馬県の考え

- 県民の役割について規定する。
- 県民・事業者は障害者が社会的障壁の除去に必要な支援を求めやすい社会を実現する等障害を理由とする差別の解消の推進に寄与するよう努める必要がある。
- 理解促進のためには、障害者が自らの障害の特性や社会的障壁の除去に必要な支援について可能な範囲で周囲に伝えるよう努めることが必要である。

### ◆第1回検討会における意見

- 障害者の側からも心を開き、双方がわかり合えるような条例にならないといけないのではないか（江村委員 群馬県手をつなぐ育成会）

## 第8 事業者の役割

事業者は、その事業を行うに当たり、基本理念にのっとり、障害及び障害者に対する理解を深め、県及び市町村が実施する障害を理由とする差別の解消の推進に関する施策に協力するとともに、障害者が社会的障壁の除去に必要な支援を求めやすい社会を実現する等、障害を理由とする差別の解消の推進に寄与するよう努めるものとする。

### ✓ たたき台からの変更点

- 「障害を理由とする差別の解消の推進に寄与する」を追加。また、「障害者が社会的障壁の除去に必要な支援を求めやすい社会の実現」を、「障害を理由とする差別の解消の推進」の一例として事業者の役割にも記載することとする。
- その他文言整理

### たたき台

- ア 基本理念にのっとり、障害及び障害者に対する理解を深めるよう努める
- イ 県や市町村が実施する施策に協力するよう努める

### ◎群馬県の考え

- 事業者の役割について規定する。
- 県民の役割の考え方を踏まえれば、事業者についても、役割を規定することが必要。ただし、その範囲は「その事業を行うに当たり」と限定する。

※ 差別解消法第5条に規定される（環境の整備）については、差別解消法に基づき、事業者として取り組むべきことと捉えている。

### ◆第1回検討会における意見

- 各論レベルでブレイクするような、教育や支援をしてくださる専門家をたくさん育成していただければ、障害者雇用にも繋がっていく。知らなすぎるといのが大きいので、しっかりと教育していただきたい。（五十嵐委員 群馬県経営者協会）
- 事業者には解消法で合理的配慮に関する環境整備の努力義務が規定されている。事業者の行う事業活動は、社会内で持つ影響力の点で行政機関等の事業と異なるところはなく、引き続き、合理的配慮に関する環境整備の努力義務ないし役割は盛り込まれるべきと考える。障害者差別解消法第5条には、合理的配慮に関する事業者の役割の規定があるが、事業者の役割には、障害者差別解消法5条の役割は当然に盛り込むことを想定しているという理解でよいか。（山本委員 群馬弁護士会）

## 第9 意見の聴取・相互連携

県は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する施策を策定し、実施するときには、障害者その他の関係者の意見を聴き、その意見を尊重するよう努めるとともに、県民、事業者及び障害者団体その他の社会福祉関係団体と協力及び連携するものとする。

### ✓ たたき台からの変更点

- 協力、連携する相手方に、県民と事業者も加える
- 基本理念にて、障害を理由とする差別を解消する取組は、障害及び障害者に対する県民の理解を深める取組と一体のものとして行われなければならないとしており、「障害についての理解の促進」は「障害を理由とする差別の解消の推進」に含まれるため、ここでは文言整理して削除。
- その他文言整理

#### たたき台

ア 県は、障害についての理解の促進及び障害を理由とする差別の解消に関する施策を策定し、実施するに当たっては、障害者その他の関係者の意見を聴き、その意見を尊重するよう努める

イ 県は、障害についての理解の促進及び障害を理由とする差別の解消に関する施策を策定し、実施するに当たっては、障害者団体その他の社会福祉関係団体と協力し、連携して取り組む

### ◎群馬県の考え

- 県が障害を理由とする差別の解消の推進に関する施策を策定し、実施する時には、障害者等の意見を聴き、その意見を尊重することが重要であり、県民、事業者、障害者団体その他の社会福祉関係団体と協力、連携して取り組むことが必要。

### ◆第1回検討会における意見

- 広く行政・企業・県民に周知されるまでには時間が必要となると思う。確かな条例となるように連携して、進んでまいりたい。(江村委員 群馬県手をつなぐ育成会)
- 障害というのは非常に幅広いが、それをできるだけ理解してもらうことがやはり一番大切だ。我々と行政で組んで人材を作っていかなければいけない。(真下委員 群馬県身体障害者施設協議会)

## 第10 財政上の措置

県は、障害及び障害者に対する県民の理解を深め、障害を理由とする差別の解消の推進に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

### ✓ たたき台からの変更点

- 文言整理

#### **たたき台**

県は、障害についての理解の促進及び障害を理由とする差別の解消に関する施策に必要な財政上の措置を講ずるよう努める

### ◎群馬県の考え

- 障害及び障害者に対する県民の理解を深め、障害を理由とする差別の解消の推進に関する施策を着実に推進し、一層の充実が図れるよう、県の財政運営上可能な範囲内において、財政上の措置を講ずるよう努める必要がある。

※ 事業者への助成をはじめとした経済的支援については、関係部署とも協議の上、検討していくこととする。

### ◆第1回検討会における意見

- 合理的配慮の必要時にすぐ対応できるように、財政上の措置として、施策に必要な財政上の措置を「講ずるよう努める」という部分を、「講ずるものとする」と変えて欲しい。現在の施設でも合理的配慮が不足している。設備、情報保障、コミュニケーション保障で対応できる環境をすぐ整備するため、予算を講じてほしい。（早川委員 群馬県聴覚障害者連盟）
- 患者団体、障害者団体に対する県の財政的な支援なども、それとなく分かるように条文に入れていただければありがたい。（町田委員代理 群馬県難病団体連絡協議会）
- 「～必要な財政上の措置を講じなければならない」又は、少なくとも「～必要な財政上の措置を講じるものとする」とすべきである。本条例は、差別解消を実現するためには、単に不当な差別取扱いを行うことを控えるというだけでなく、積極的に合理的配慮が実施されていくことが必要という基本認識に立ったものと理解している。特に後者の「合理的配慮」を実施していくためには、制度の普及・啓発といった広報活動はもちろんのこと、合理的配慮の実施を求められる者において不十分であった箇所積極的に改善を図っていく必要が生じ、このための経済的負担は無視できないものがある。公的セクションからの助成を始めとした経済的支援は、施策実現に向けた重要な要素である。障害者

基本法においても、財政上の措置について「政府は～しなければならない」と規定されていることも踏まえ、県条例においても、県の財政上の措置を努力義務に留めず、「しなければならない」か、少なくとも「するものとする」旨を明示すべきである。（山本委員 群馬弁護士会）



## 第11 相談体制

- 1 県は、障害を理由とする差別に関する相談に適切に応じられるよう、その相談に対応するための窓口を設置する等必要な体制の整備を図るものとする。
- 2 県は、障害を理由とする差別に関する相談を受けたときは、その当事者の相互理解と自主的な取組による解決を促進するため、専門的知見を活用して助言その他の必要な支援を行うものとする。

### ✓ たたき台からの変更点

- 「窓口の設置」は相談体制の整備の例示とし、「必要な体制の整備を図るものとする」に修正。
- 相談への対応についての具体的な内容については、条例では規定しないこととする。
- その他文言整理

### たたき台

- 1 県は、障害を理由とする差別に関する相談に応じるとともに、相談者への支援を行うための窓口を設置する
- 2 県は、障害を理由とする差別に関する相談を受けたときは、その当事者の相互理解と自主的な取組による解決を促進するため、その内容に応じて、次に掲げる措置を講じるものとする
  - (1) 関係者に必要な助言、情報提供を行うこと
  - (2) 相談に係る関係者間の調整を図ること
  - (3) 関係行政機関への通告、通報、その他の通知を行うこと
  - (4) 障害を理由とする差別に関する相談に応じ、助言、苦情処理等を専門的に行う国、県、市町村等が設置する機関、その他の関係機関を紹介すること
  - (5) その他相談に係る関係者及び関係機関に対する必要な支援を行うこと
- 3 県は、2の措置を円滑に講ずるため、関係機関との緊密な連携の確保に努める

### ◎群馬県の考え

- 障害を理由とする差別に関する相談に適切に応じられるよう、必要な体制の整備を図る必要がある。
- 相談を受けたときは、当事者の相互理解と自主的な取組による解決を促進する必要がある。

### ※ 紛争解決については、既存の紛争解決機関を活用する

前橋地方法務局や群馬労働局など、既存の紛争防止・解決機関において人権等に関する事案を扱っており、事業者に対して報告を求め、又は助言、指導等を行う仕組みが既にあることから、群馬県では、把握した事例を必要に

応じて既存の紛争解決機関につないでいくことで調整・紛争解決を図っている。

更に、障害者差別解消法に基づき、事業所を所管する主務大臣が、事業者に対して報告を求め、又は助言、指導若しくは勧告することができると規定されていることから、群馬県では、把握した事案を適宜関係省庁等につなぎ、必要に応じて対応状況等を関係省庁等に確認することで対応している。

相手の理解が得られないなど相談では解消できない事案については、新規の機関を設置して対応するのではなく、こうした既存の制度や権限のある機関を十分に活用することが、時間的にも効果の面でも有効である。

県での相談対応としては、具体的には次のようなことを想定している。

- 「県の相談窓口」は、現在、群馬県身体障害者福祉団体連合会に委託している障害者差別相談窓口を想定しているが、他の方法も考えられる。
- 県窓口で相談のあった事例について、内容を聞き取り、専門機関に紹介すべきか否か、どの機関に照会するのが適当かを県で判断した上で、相談者に紹介する。
- 相談者の承諾を得た上で、相談事案に関係する事業者を所管している省庁等に相談内容を伝え、差別解消法に基づく対応を依頼する。可能であれば、その後の進捗状況や結果を関係省庁に確認し、相談者に伝える。また、県の地域協議会等で情報を共有する。
- 前橋地方法務局や労働委員会など、相談の内容に応じて機関を相談者に紹介したり、相談者の承諾があれば、県から権限のある機関に相談内容をつないだりして、既存の制度や権限のある機関を活用した解決を図る。

#### ◆第1回検討会における意見

- 「県の相談窓口」、「助言、苦情処理等を専門的に行う国、県、市町村等に設置する機関等を紹介」、「把握した事案を適宜関係省庁等につなぎ、必要に応じて対応状況等を関係省庁等に確認することで対応」、「既存の制度や権限のある機関を十分に活用」等につき、県自身の体制・行動としてはどのようなことを想定しているのか。（山本委員 群馬弁護士会）

## 第12 啓発活動

県は、基本理念にのっとり、障害を理由とする差別の解消について県民の関心と理解を深めるとともに、特に、障害を理由とする差別の解消を妨げている諸要因の解消を図るため、必要な啓発活動を行うものとする。

### ✓ たたき台からの変更点

- 啓発活動は基本理念にのっとり行う旨を追加
- 県民への情報提供は「5 県の責務」へ移動
- 交流機会の拡大等については、「14 教育」「17 社会参加活動の推進」と重なる部分があるので、当項目からは削除。
- その他文言整理

### たたき台

- ア 県は、障害を理由とする差別の解消について県民の関心と理解を深めるとともに、特に、障害を理由とする差別の解消を妨げている諸要因の解消を図るため、必要な啓発活動を行う
- イ 県は、障害者と障害者でない者との交流の機会の拡大及び充実を図り、その相互理解を促進する
- ウ 県は、障害についての理解の促進に資する情報を県民に対し提供する

### ◎群馬県の考え

- 障害を理由とする差別を解消するためには、障害を理由とする差別の解消について県民の関心と理解を深めることと、障害を理由とする差別の解消を妨げている諸要因の解消を図る事が必要であり、そのための啓発活動が重要。
- 啓発活動は基本理念にのっとり行う必要がある。

### ◆第1回検討会における意見

- 障害を理解してもらうこと、お互いに理解を進めることが必要で大切だ(多数)
- 「障害、障害者の人権、障害者に対する福祉に対する理解・関心の欠如・不足その他障害者差別の諸要因の解消を図るため、必要な啓発活動を行う」等、諸要因の例を具体的に示し、啓発活動の方向性を明示してはどうか。障害を理由とする差別の根っこには、障害そのものや障害者に対する偏見などにとどまらず、「(障害者の)人権」や「(障害者に対する(社会)福祉(制度)」への理解・関心の欠如・不足や誤解などもあるように思う。啓発活動を根拠づける規定を策定するに当たっては、解消すべきこれら諸要因を具体的に例示した上で、方向性を定めて啓発活動を行っていくことが必要である。(山本委員 群馬弁護士会)

## 第13 人材の育成

県は、障害を理由とする差別の解消を推進するため、障害に関する専門的な知識及び技能を有する者の育成を図るものとする。

### ✓ たたき台からの変更点

- 第1回検討会での意見を踏まえ、「職員の育成」を「人材の育成」に変更し、「障害に関する専門的な知識及び技能を有する者の育成を図る」という規定に変更する。また、本条例は、「障害を理由とする差別の解消の推進」するための条例であるため、「障害者に対する支援を適切に行うため」の部分「障害を理由とする差別の解消を推進するため」に修正。

### たたき台（職員の育成）

県は、障害のある人に対する支援を適切に行うため、医療、保健、福祉、教育等の業務において、障害に関する専門的な知識を有する職員の育成を図るとともに、すべての職員が障害についての知識及び理解を深めるために必要な措置を講ずるよう努める

### ◎群馬県の考え

- 県は、障害を理由とする差別の解消を推進するため、障害に関する専門的な知識及び技能を有する者の育成を図ることが重要である

### ◆第1回検討会における意見

- その障害の特性を見極めて支援できる人の育成、専門家の育成が急務だということ、前面に出していただくとありがたい。（高森委員 群馬県自閉症協会）
- 障害には知的の人もいれば視覚障害者の人もいれば、聴覚障害者の人もいるが、相談員で専門に分かる人がいない。障害者も65歳になると介護保険に一部移るが、ケアマネが障害者のことを全然分からないという事が出てきている。専門に分かる人を育成してほしい。（樺澤委員 群馬県視覚障害者福祉協会）
- 障害というのは非常に幅広いが、それをできるだけ理解してもらおうことがやはり一番大切だ。我々と行政で組んで人材を作っていかなければいけない。（真下委員 群馬県身体障害者施設協議会）
- 人材育成、専門職の方の育成も重要な内容だ。（吉邑委員 群馬県精神障害者家族会連合会）
- 移動支援スタッフは足りない。できればもう少し、人材育成をお願いしたい。（江村委員 群馬県手をつなぐ育成会）
- 各論レベルでブレイクするような、教育や支援をしてくださる専門家をたくさん育成していただけると、障害者雇用にも繋がっていくと思っている。知らなすぎるといのが大きいので、しっかりと教育していただきたい。（五十嵐委員 群馬県経営者協会）

## 第14 教育

- 1 県は、学校教育において、障害のある児童及び生徒の発達や特性並びに本人の意思に応じて、学びの場や進路の選択などが適切にできるようにするとともに、それぞれの場において十分な教育を受けられるよう必要な施策を講ずるものとする。
- 2 県は、学校教育において、障害のある児童及び生徒と障害のない児童及び生徒が共に学び、相互に理解を深め合う、交流及び共同学習の機会確保が図られるよう必要な施策を講ずるものとする。
- 3 県は、市町村や社会教育団体等と連携し、県民が、障害及び障害者に関する理解を深め、障害を理由とする差別の解消の重要性について認識することができるよう、社会教育における学習機会を確保するとともに、障害者と障害のない者の共に学ぶ機会が充実するよう必要な施策を講ずるものとする。

### ✓ たたき台からの変更点

- たたき台の方向性を具体化
- 社会教育施設等の利用への配慮に関する文言は削除
- その他文言整理

#### たたき台

以下の3つの方向性を条例の構成として考える

1つは、県は、学校教育において、障害のある子どもに対する適切な就学先の決定や指導・支援の促進が図られるようにすること。

2つは、県は、学校教育において、障害のある子どもと障害のない子どもが共に学び、相互に理解を深め合う、交流及び共同学習の機会確保の促進が図られるようにすること。

3つは、県は、市町村や各種社会教育団体等と連携し、県民が障害及び障害者に関する理解を深め、障害者差別解消の重要性について認識することができるよう、社会教育における各種取組を推進する必要があること。また、県及び市町村は、障害者の社会教育施設等の利用にも十分配慮する必要があること。

### ◎群馬県教育委員会の考え

- 本人及び保護者に十分な情報提供を行うとともに、可能な限りその意向を尊重しながら、学びの場や進路先を決定していくという取組は極めて重要である。また、子どもの発達や特性に十分配慮し、障害のある子どもが通うそれぞれの学びの場において、一人一人の教育的ニーズに応じた教育環境の整備や自立・社会参加に向けた教育を適切に行うことが欠かせない。
- 障害の有無に関わらず、互いのよさを認め合って、協働していく態度を子どもたちに育てていくことは、共生社会の実現に向けて、学校教育として取り組むべき重要な課題の一つである。子どもたちの相互理解に係る教育活動は、年齢

や地域等にかかわらず、その時々が発達課題に応じて行うべきであるので、各学校において交流及び共同学習を積極的に進めることができるようにしていくことが肝要である。

- 障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するためには、県民が障害及び障害者に関する理解を深め、障害を理由とする差別解消の重要性について認識することが重要である。県は、市町村や各種社会教育団体等と連携し、社会教育における研修会等の学習機会を確保していくとともに、障害のある人とない人が共に学ぶための配慮を行っていく必要がある。

#### ◆第1回検討会における意見

- 子どもが学校で、障害者にどのくらいの種類があるとか等を学ぶ場もない。もし学校で学ぶ機会があれば、社会も変わってくるのではないか。（早川委員 群馬県聴覚障害者連盟）
- 子どもの教育を通して理解してもらわないと、なかなか進まないの、福祉団体の人もどこかへ出かけて行って、小学校の福祉に行くとか、理解してもらおうとか、両方の形があったら上手くいくような感じもしている。（樺澤委員 群馬県視覚障害者福祉協会）

## 第15 雇用及び就労の促進

県は、障害者の職業選択の自由を尊重しつつ、障害者がその能力を十分に発揮して、適性に合った職業に従事することができるよう、障害者の多様な就労の機会を確保するよう努めるとともに、関係機関と連携し、個々の障害者の特性に配慮した職業相談、職業指導、職業訓練及び職業紹介の実施その他必要な施策を講ずるものとする。

### ✓ たたき台からの変更点

- 文言整理

#### たたき台

県は、障害者の職業選択の自由を尊重しつつ、障害者がその能力を十分に発揮して、適性に合った職業に従事することができるようにするため、障害者の多様な就労の機会を確保するよう努めるとともに、関係機関と連携し、個々の障害者の特性に配慮した職業相談、職業指導、職業訓練及び職業紹介の実施その他必要な施策を講ずるものとする

### ◎群馬県の考え

- 障害者が社会や地域で生き生きと生活し、経済的にも自立して暮らすためには、働いて収入を得ることが必要。このため、働く意欲のある障害者が自分で職業を選択し、その適性と能力に応じた就労の場を確保できるようにする必要がある。
- 障害者の雇用及び就労を促進するため、県だけでなく各関係機関が連携して、障害者の雇用・就労について、必要な施策を講じる必要がある。

### ◆第1回検討会における意見

- 指定難病の方も障害者となったが、具体的な国の方の身体障害者としての取扱いよりは弱いと感じている。病気が重くなれば当然通院する回数も多くなるが、就労している企業の方には敬遠される。国の方に求める意見になるが、指定難病も障害者の雇用率に含めるような施策を国の方で作らないと、国の方が逆に差別を作っているように感じる。県で障害者の雇用率の中に指定難病を含めるのは難しい問題だと思うが、こういったことを難病団体として、今、切実に考えている。(町田委員代理 群馬県難病団体連絡協議会)

## 第16 情報の取得・意思疎通の手段の確保

- 1 県は、障害の特性に応じた多様な対応が必要であることを認識し、障害の特性に配慮し、障害者が円滑に情報を取得し及び利用し、その意思を表示し、並びに他人との意思疎通を図るために必要な施策を講ずるものとする。
- 2 県は、障害者が県政に関する情報を速やかに得ることができるよう、可能な限り、障害者に配慮した形態、手段及び様式によって情報提供を行うものとする。

### ✓ たたき台からの変更点

- 文言整理

#### **たたき台**

- (1) 県は、障害者が円滑に情報を取得し及び利用し、その意思を表示し、他人との意思疎通を図ることができるようにするため、必要な施策を講ずる
- (2) 県は、(1)の施策を講ずる場合、障害の特性に応じた多様な対応が必要であることを認識し、その障害の特性に配慮する
- (3) 県は、障害者が県政に関する情報を速やかに得ることができるよう、可能な限り、障害者に配慮した形態、手段及び様式によって情報提供を行う

### ◎群馬県の考え

- 差別の解消を図る上で、障害者が必要な情報を取得することは不可欠である。
- 障害の特性に基づく意思疎通の手段の選択と利用の機会が十分に確保されていないため、障害者が地域で生活するに当たり支障をきたしている場合がある。
- 県は、障害の特性に応じた多様な対応が必要であることを認識し、障害の特性に配慮し、障害者が円滑に情報を取得し及び利用し、その意思を表示し、他人との意思疎通を図るために必要な施策を講ずる必要がある。
- 県は、害者が県政に関する情報を速やかに得ることができるよう、可能な限り、障害者に配慮した形態、手段及び様式によって情報提供を行う必要がある。

### ◆第1回検討会における意見

- 現在の施設でも合理的配慮が不足している。設備、情報保障、コミュニケーション保障で対応できる環境をすぐ整備するため、予算を講じてほしい。(早川委員 群馬県聴覚障害者連盟)



## 第17 社会参加活動の推進

県は、障害者と障害者でない者が共に文化芸術活動、スポーツ等に参加することができるよう必要な施策を講ずるものとする。

### ✓ たたき台からの変更点

- 共生社会の実現を目指すという本条例の目的を明確にするため、「障害者が文化芸術活動、スポーツ等に参加することができるよう、その機会の提供に努める」の部分を削除するとともに、後段を障害者と障害者でない者が共に文化芸術活動、スポーツ等に参加することができる「機会の提供」に限らずに広く捉え、「必要な施策を講ずるものとする」に改める。

### たたき台

県は、障害者が文化芸術活動、スポーツ等に参加することができるよう、その機会の提供に努めるとともに、障害者と障害者でない者が共に文化芸術活動、スポーツ等に参加することができる機会を提供することによって、その相互理解が促進されるよう努めるものとする。

### ◎群馬県の考え

- 障害者が文化芸術活動やスポーツ活動等に参加することは、健康の増進や心の潤い、社会参加の促進につながる。
- 障害者と障害者でない者が、共に文化芸術活動、スポーツ等に親しむことで、相互理解を促進するとともに、障害者の積極的な社会参加につながる。

### ◆第1回検討会における意見

- これから障害者は地域で生活していかなければならないという課題があるので、地域の方と障害者とがスポーツを通して学ぶ交流会などの事業を積極的に広めたいと感じている。(江村委員 群馬県手をつなぐ育成会)
- 障害者が県民に理解を深めてもらうためには、社会参加が非常に重要。社会参加する中で、健常者と障害ということではなく、平等という部分がだんだん広がっていかないと、進んでいかない。(真下委員 群馬県身体障害者施設協議会)

## 第18 防災

県は、障害者が地域社会において安全かつ安心して生活を営むことができるよう、防災に関し必要な施策を講ずるに当たっては、障害者の個々の障害の特性及び状況に応じた多様な対応が必要であることを認識し、障害の特性及び状況に配慮するものとする。

### ✓ たたき台からの変更点

- 文言整理

#### たたき台

県は、障害者が地域社会において安全かつ安心して生活を営むことができるよう、防災に関し必要な施策を講ずる場合、障害者の個々の障害の特性及び状況に応じた多様な対応が必要であることを認識し、障害の特性及び状況に配慮する。

### ◎群馬県の考え

- 県は、防災に関し必要な施策を講ずる場合、障害者の個々の障害の特性及び状況に応じた多様な対応が必要であることを認識し、障害の特性及び状況に配慮する必要がある。

### ◆第1回検討会における意見

- 防災に関して、建物など目で見て分かる防災設備が少ない。音による防災の放送などが多いが、聞こえないので、例えば赤いランプがつくとか、危険だということが目で見て分かる防災システムができるといい。そういった整備をしていただけるようお願いしたい。(早川委員 群馬県聴覚障害者連盟)

## 第19 障害者差別解消支援地域協議会

(削除)

### ✓ たたき台からの変更点

- 削除

#### たたき台

県は、地域における障害を理由とする差別に関する相談等について情報を共有し、障害を理由とする差別を解消するための取組を効果的かつ円滑に行うため、法第十七条に規定する障害者差別解消支援地域協議会を組織する

### ◎群馬県の考え

- 群馬県では、既に障害者差別解消支援地域協議会を設置しており、改めて条例で規定する意義が乏しいことから、条例では規定しないこととする。